遊漁船業の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 20 条の規定による業務改善命令並びに法第 21 条第１項の規定による登録取消し及び事業の停止命令に関する情報

（１）

処分年月日	令和８年 10 月 14 日
事業者名	橋川　忠 登録番号：東京都知事第 527 号 営業所の名称（所在地）：圭伊丸（東京都新島村） 遊漁船の名称（係留場所）：圭伊丸（静岡県下田市）
処分の内容及び理由	１　処分の内容 業務改善命令 （１）　連絡責任者の職務に対する理解不足により、非常時の連絡体制が機能していない。連絡責任者に職務を十分理解させる、あるいは職務を十分理解している者を連絡責任者にすることにより、非常時の連絡体制を確実に機能させること。 （２）　利用者名簿備置の不備、登録票不掲示等、営業所の業務運営が機能していない。関係法令違反の是正と上記指摘事項に関する改善策を提出し、営業所の適切な運用を図ること。 （３）　利用者の安全確保に関する事項について、業務規程の記載事項が遵守されていない。案内漁場の安全に関する改善策を提出し、速やかに履行すること。 ２　処分の理由 業務改善命令 （１）　連絡責任者は自らの役割と責務を理解しておらず、非常時の連絡体制が機能していないため、利用者の安全が十分に守られているといえない。 （２）　上記の通り営業所の業務運営が全く機能していなかったため、指導による改善が期待できないことが明白である。 （３）　利用者の安全確保に関する事項について記載事項が遵守されていないため、法益保護の観点からも、業務運営の改善が特に急がれる。
公表年月日	令和８年 10 月 15 日